

(3) 災害時要援護者名簿について

伯耆町では、平成21年度から災害時に家族などの援助が困難で、何らかの助けを希望する人の台帳として災害時要援護者名簿を整備しています。ご本人の同意を頂き、登録された方の情報を集落・民生委員等で共有し、普段からの見守りと災害が発生した時に支援が得られる「仕組みづくり」に向け地域でお役立てください。

※この度、各自治会へ配布している本名簿について、区長様にご協力いただいた資料を基に修正作業が完了しましたので、新しい名簿を配布させていただきます。

●配布内容

災害時要援護者台帳(要援護者一覧・要援護者毎の台帳・要援護者の分布図)
報告いただいている台帳管理者の方の人数分

●台帳の保管等について

重大な個人情報を含む台帳ですので、紛失等が絶対に無いよう慎重な管理をお願いします。また、平時にむやみに他の人に見せたり、コピーしたりすることのないよう、ご留意ください。

●前回の台帳の回収について

回収する台帳 平成25年度に配布した災害時要援護者台帳
※複数の方で台帳を管理されている集落についても、現在保管されている台帳すべてが回収対象ですので、ご確認ください。

●要援護者台帳管理者報告書について

台帳の管理者の報告をお願いします。

提出先: 伯耆町役場総務課又は溝口分庁舎総合窓口課

●支援の方法

登録された方の情報は、町・自治会・民生委員・社会福祉協議会・警察・消防で共有し、普段の見守り、災害発生時の迅速な対応を図ります。

●新規登録の方について

新規登録者については、随時受付を行っておりますので、新規登録を希望される方等あれば同封しています「災害時要援護者登録申請書」をご提出ください。

【問い合わせ先】

総務課 担当 : 山岡 範泰

電話: 68-3111 FAX: 68-3866

Mail: yamaokan@houki-town.jp

救急医療情報キットの配布について(依頼)

本町では、緊急時に個人の医療情報等を救助者へ速やかに伝達できるよう、災害時要援護者台帳登録者等を対象に救急医療情報キットの配布を実施しております。

平成28年度は、新たに対象となられた方の世帯への情報キットの配布及び、既に配布済みの情報キットへの最新の災害時要援護者情報の追加を予定しております。

つきましては、貴自治会で、平成27年度新たに災害時要援護者として登録された方の世帯のうち、情報キットを未配布の世帯に、「情報キット」及び「防災カード」を配布していただきますようお願いいたします。

また、災害時要援護者登録を更新されており、既に情報キットを配布済みの世帯についても、「防災カード」を配布いただき、これを情報キットの中に入れ、冷蔵庫の中に保管していただくようお願いください。

《補足説明》

救急医療情報キットの配布は1世帯に1本です。

情報キットの配布対象者が1世帯に複数名おられる場合、1本の情報キットの中に、複数名の情報（防災カード等）を入れることになります。

ご不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

健康対策課 生活相談室 担当：中原 孝訓

電 話 68-5535

FAX 68-3866 (代)

メール sougouseikatsu@houki-town.jp

救急医療情報キットをご活用ください

～災害時要援護者台帳登録者等を対象に配布しています～

救急医療情報キットとは

緊急時に救助者が迅速な救急活動を行えるよう、必要な情報を冷蔵庫で保管するものです。

救急医療情報キットの内容



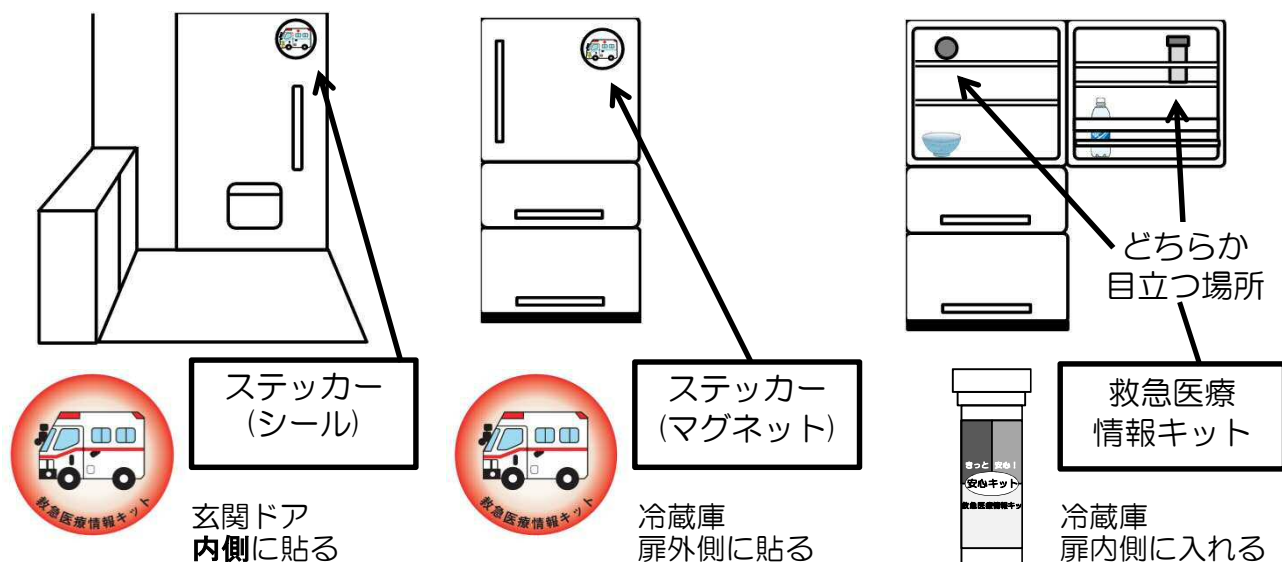
救急医療情報キットに入れるもの

- ①「防災カード」
〔この度、配布をお願いしております災害時要援護者台帳に登録された方の緊急連絡先等が記載されたカードです〕
 - ②健康保険証（写）
 - ③薬剤情報提供書（写）またはお薬の説明書（写）など
- ※②③は、入れることをおすすめするもので、ご本人で用意していただくものです。

救急医療情報キットの保管方法

【シール・マグネットの貼り付け場所】

【救急医療情報キットの保管場所(例)】



※シール・マグネットが貼られている場合は、本人及びご家族の同意を得ることなく、救助者が冷蔵庫を開けて、救急医療情報キットを取り出すことがあります。
※救急活動において搬送先の医療機関を決める場合、症状等の状況では救急情報シートに記載された「通院している医療機関」に搬送されない場合があります。

ご不明な点等ありましたら下記までお問い合わせください。
伯耆町役場 健康対策課生活相談室 電話68-5535